

男鹿市条例第 6 号

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年男鹿市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第 2 条 前条の給与とは、法第22条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2 及び 3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条 （略） 2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項<u>並びに第25条第 2 項及び第 3 項</u>において同じ。）の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 （略）	（会計年度任用職員の給与） 第 2 条 前条の給与とは、法第22条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2 及び 3 （略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条 （略） 2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項<u>及び第24条</u>において同じ。）の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 3 （略）

改正後	改正前
<u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第14条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> (フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第15条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第13項第2号において同じ。)」において職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2及び3 (略) <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第25条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに</u>	(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当) 第15条 (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第13項第2号において同じ。)」において職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2及び3 (略)

改正後				改正前			
<u>対する地域手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> （パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給） 第26条 （略） 別表第1（第3条関係）給料表 （単位：円）				（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給） 第26条 （略） 別表第1（第3条関係）給料表 （単位：円）			
職種	職務の級	1 級	2 級	職種	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) （略）				(1) （略）			
(2) 病院又は診療所に勤務する医師	1	264,700	346,600	<u>(2)</u> （略）			
	2	267,200	349,600				
	3	269,600	352,400				
	4	272,000	355,300				
	5	274,100	357,800				
	6	277,600	360,800				
	7	281,100	363,800				
	8	284,500	366,600				
	9	288,100	368,700				
	10	291,600	371,200				
	11	295,200	373,900				
	12	298,700	376,400				

改正後				改正前			
	13	302, 200	379, 100				
	14	306, 100	382, 500				
	15	310, 000	385, 500				
	16	313, 600	388, 800				
	17	317, 200	391, 800				
	18	320, 700	394, 400				
	19	324, 200	396, 800				
	20	327, 700	399, 300				
	21	331, 300	401, 900				
	22	335, 000	403, 900				
	23	338, 400	405, 500				
	24	341, 700	407, 100				
	25	345, 000	408, 800				
	26	347, 500	411, 000				
	27	350, 000	413, 100				
	28	352, 300	415, 100				
	29	354, 400	417, 200				
	30	356, 100	419, 300				
	31	357, 800	420, 900				
	32	359, 600	422, 600				
	33	361, 500	424, 500				
	34	363, 700	426, 000				
	35	365, 800	427, 800				
	36	367, 800	429, 600				
	37	369, 700	431, 500				
	38	371, 900	433, 500				
	39	374, 000	435, 300				
	40	376, 000	437, 200				

改正後				改正前			
	41	378, 000	439, 000				
	42	378, 700	440, 700				
	43	379, 300	442, 400				
	44	380, 000	444, 200				
	45	380, 900	446, 000				
	46	382, 200	447, 800				
	47	383, 500	449, 500				
	48	384, 800	451, 200				
	49	385, 600	452, 800				
	50	386, 400	454, 500				
	51	387, 200	456, 200				
	52	387, 700	457, 900				
	53	388, 500	459, 800				
	54	389, 300	461, 000				
	55	390, 000	462, 200				
	56	390, 700	463, 400				
	57	391, 400	464, 400				
	58	392, 300	465, 400				
	59	393, 000	466, 300				
	60	393, 600	467, 100				
	61	394, 100	467, 900				
	62	394, 600	468, 600				
	63	395, 000	469, 300				
	64	395, 400	469, 900				
	65	395, 700	470, 600				
	66		471, 300				
	67		471, 900				
	68		472, 500				

改正後				改正前			
	69		472, 800				
	70		473, 400				
	71		474, 100				
	72		474, 800				
	73		475, 200				
	74		475, 800				
	75		476, 500				
	76		477, 200				
	77		477, 600				
	78		478, 200				
	79		478, 800				
	80		479, 300				
	81		479, 900				
	82		480, 400				
	83		480, 900				
	84		481, 400				
	85		481, 800				
	86		482, 400				
	87		482, 800				
	88		483, 300				
	89		483, 800				
	90		484, 400				
	91		485, 000				
	92		485, 400				
	93		485, 900				
	94		486, 500				
	95		487, 100				
	96		487, 600				

改正後				改正前		
	97		488,100	別表第 2（第 4 条関係） 等級別基準職務表		
<u>(3)</u> （略）						
別表第 2（第 4 条関係） 等級別基準職務表						
職種	職務の級	基準となる職務				
(1)（略）						
(2) 医師	1 級	医師の職務				
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする医師の職務				
<u>(3)</u> （略）						
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。						

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 男鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成17年男鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 一般職給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 (略) 2 一般職給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

改正後	改正前
第8条 育児休業をした職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、号給を調整することができる。	第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、号給を調整することができる。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	